

	ご意見の概要	県の考え方	計画素案 ページ
3 市町村のこども家庭支援体制の構築等			
(1) 市町村の相談支援体制の整備			
1	・こども家庭センターについて、15市町村のうち12市町が設置ということだが、単にこども家庭センターをつくればよいというわけではない。こども家庭センターを設置したあとの支援をどうするかが重要。	・市町村（こども家庭センター）職員の専門性向上、人材育成や児童相談所における市町村支援の実施について記載しました。	7
2	・市町村の家庭支援というと、保健師が対応することがほとんど。市町村業務では、行政職のように異動で職員が変わることで困ることが多い。	・富山児童相談所で実施している市町村職員向けの研修等を引き続き実施し、専門性向上を図っていくことを記載しました。	7
3	・市町村の社会福祉士の採用は増加傾向とのことだが、市町村にはこどもの支援を行うソーシャルワーカーを設置し、リソースや県等との連携を進めていく必要がある。	・令和6年度に国において「こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業」が創設され、市町村職員も補助対象となっている（事業の実施主体は市町村）ため、市町村に対する制度の周知等、市町村職員の資格取得が促進されるよう県として働きかけを行います。	－
4	・毎年行っている児童福祉司任用資格講習会については、市町村職員も多く受けている印象がある。市町村にも対応できる職員はいるのではないかと。	・ご意見のとおり、市町村職員から多数の参加があります。引き続き市町村職員にも積極的にご参加いただきたいと考えております。	－
(2) 市町村の家庭支援事業等の整備			
5	・「市町村のこども家庭支援体制の構築等」にある母子生活支援施設の体制整備・活用促進について、今、富山県には母子が生活できるところがない。DV被害から逃れた先に、県外に行かざるを得ないケースも多くある状況。母子生活支援施設は、ぜひ設置していただきたい。住んでいた地から離れ、親族や友人との縁を切らなければならない、こどもにとっても大きな負担となっている。	・DV被害をはじめ困難を抱える女性とその児童に対する中長期的な支援については、民間団体等の意見や他県の例も参考に今後検討してまいります。 ・県女性相談支援センターに児童相談所等関係機関との連携・調整を行う児童虐待防止対応コーディネーターを配置しており、引き続き連携しながら支援を行ってまいります。	－
6	・DVを受けた家庭については、こどももほぼ確実に虐待を受けており、こどもに自傷行為や不登校等の症状がみられる。	・児童相談所が対応する児童虐待ケースにおいてDV被害等の問題がある場合には、市町村の母子支援担当課や県の女性相談支援センターとの連携のもと適切な支援にあたることとしています。	－
7	・市町村の家庭支援事業について、市町村の役割がかなり求められているところ。市町村の子育て支援を県でどうサポートしていくのか、検討が必要。	・市町村からは、家庭支援事業を委託できる可能性がある里親等の地域資源についての情報が少ないとの意見がありました。計画には、県から市町村に対して家庭支援事業を委託できる可能性がある里親等の情報提供を行うことを記載しました。	9
8	・市町村家庭支援事業について。市町村の規模によっても違うようだが、市町村支援ということになれば、県がワンチームの組織を作り、情報共有や市町村間の競争のようなものがうまれる環境づくりができればよい。	・市町村がそれぞれ実施している家庭支援事業の状況を相互に把握できるようにするため、職員研修の場などにおいて、情報交換が行えるよう検討することを記載しました。	9

	ご意見の概要	県の考え方	計画素案 ページ
4 支援を必要とする妊産婦等の支援			
9	・「支援を必要とする妊産婦等の支援」について、仕事に就けない精神状態であったり、こどもに問題があったり、大変な思いをしている母親がたくさんいる。やはり妊産婦の時の支援がとても大切だと思っている。 ・妊娠中から、親子関係の構築や生活支援等、孤立しないように支援していけば、今ほど大変な家庭は増えないのではないかと感じている。	・ご意見のとおり、妊娠中からの関わりが重要と考えております。現在、市町村において妊娠届出時や妊娠後期に面談やアンケートを実施し、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行っております。また、県・厚生センターでは、市町村母子保健担当者会議や連携ネットワーク会議等により、妊産婦支援について検討しており、継続して取り組んでいきます。	13
10	・市町村の産後ケアについては、富山県は比較的早い段階で取り組みが始まった。市町村でも広がりつつあり、産婦人科医としては期待しているところである。 ・今後もそのような働きが広がっていけばよいと思う。	・母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う産後ケア事業を行う施設は、県内において年々増加しており、県としても現状を把握しながら必要な支援を行っていきます。	13
7 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障			
(1) 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組			
11	・「代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障」は非常に難しい課題であるが、持続性のある支援をしていく必要がある。	・児童相談所において、パーマネンシー保障の観点からのケースマネジメントを推進することを記載しました。	23
8 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組			
(1) 里親・ファミリーホームへ委託するこどもの数の見込み			
12	・里親委託率が横ばいで続いているが、もう少し専門里親がうまく活用されればよいと感じている。 ・被虐待児等で養護施設等が適しているこどももいるということだったが、専門里親であれば対応困難な児童に対する関わりを学んでいるため、そのような子に対しても適切な養育も可能と思われる。うまく活用できれば、里親委託率等も向上するのではないか。	・ご意見のとおり、専門里親の登録人数の増、専門里親の積極的な活用について記載しました。	31
13	・国の目標値と現状の乖離が大きい状態であるが、他県の状況はどの程度か。	・過去10年間の当県の里親委託率は、全国平均と概ね同水準となっています。計画にも記載しました。	28
9 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換			
(2) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能			
14	・こども家庭ソーシャルワーカー等の資格も出てきているが、現場に活用できそうな資格について、推進してもらえたり援助してもらえたりするものがあればと思う。	・令和6年度より、県では児童養護施設職員等に対するこども家庭ソーシャルワーカーの資格取得促進のための研修受講費の補助を実施しております。資格取得を促進することを計画に記載しました。	38,39
10 社会的養護自立支援の推進			
(1) 自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み及び実情把握			
15	・本調査の対象者は、全数調査とはなっていない。本当は全数のほうがよいが、これからのインタビュー調査等の状況から、多くの意見を取り入れ、補正してもらえればと思う。	・今後の調査では、できる限り多くの方の意見を取り入れることができるよう調査方法を検討いたします。	41

	ご意見の概要	県の考え方	計画素案 ページ
16	・社会的養護自立支援実態把握調査について、退所後の相談相手の有無について、まとめに記載はなかったが、非常に重要な点だと考える。退所した後のサポートが重要であり、孤立しないよう支援する必要がある。 ・より上の世代へのインタビュー等も行ったほうが、実態に合った結果が得られるのではないか。	・調査結果を確認したところ、相談相手の有無について、「いない」と回答した方はいませんでした。相談相手として多かったのは「施設等以外の友人」、「施設等で生活したことのある友人」、「施設の（元）職員」でした。 ・退所後に孤立に至らないよう、実態調査を行い、支援ニーズを把握することを記載しました。また、幅広い世代の状況把握も重要と考えており、今後の調査に向けて検討いたします。	41
(2) 社会的養護経験者等の自立			
17	・社会的養護自立支援実態把握調査について、施設等を退所した直後の進路は「就職」が最も多いが、これは現時点での進路であり、本人の希望はどうだったのか。経済的理由等から、進学や就職先について、どこか諦めたところはなかったか。 ・次の貧困を生まないことが必要。貧困の連鎖を断ち切るためには、社会的養護経験者の進学率を上げることが重要である。児童養護施設の大変さは、一般の方はまだまだ知らない状態である。	・今後の実態調査において、進学希望等の有無について把握できるようにします。	41
11 児童相談所の強化等			
(2) 児童相談所における人材確保・育成、児童相談所設置等			
18	市町村等の家庭支援事業の整備について、児童相談所で配置されている市町村支援児童福祉司について、1名で足りているのか。各所で人が不足している中、対応できるのか。	・市町村支援児童福祉司は、毎年度、県内全市町村を巡回し、主に市町村の相談支援体制や要保護児童対策地域協議会の運営等に関する課題について聞き取りをし、助言等の援助を行っています。計画には、引き続き取り組むことを記載しました。 ・各市町村が抱える困難事例等の個別のケースについては、市町村支援児童福祉司とは別に、地区担当である児童福祉司がその都度対応する体制となっています。	7
19	・また、市町村支援児童福祉司が県内に1名ということだが、異動等があったとしても変わらない支援であってほしい。児童福祉司も増えていけばよい。	・市町村支援児童福祉司は、経験を積んだ指導教育担当児童福祉司（スーパーバイザー）が担当しています。今後、人事異動があっても同様にスーパーバイザークラスの職員が担当するなど、市町村支援の質の低下を招かないよう努めます。 ・児童福祉司の増員については、国の配置基準を満たすよう配置していくことを目標として記載しました。	48
その他			
20	・幼稚園で保護者と関わる中で、市町村への相談につながったほうがよい場面があっても、保護者がよい反応を示さないことが多々ある。 ・園には、専門的な職員がいない。もし園に専門的な人がいれば、より保護者にも専門的な話が第一段階としてできることが多くあるのではないか。	・保育士等による保護者支援や子育て支援については、保育士等キャリアアップ研修において、保護者に対する助言や指導等の相談援助に関する項目が盛り込まれています。今後とも、保育所等で保護者の相談に対応できるよう支援してまいります。	—